

[改正]	[現行]
<p>第1部 一般条項 〈第1章 総則〉（略）</p> <p>〈第2章 dカード契約の締結〉 第4条～第9条（略） 第10条（総利用枠・各利用枠） 1・2（略） 3 会員は、各 d カードサービスに係る未支払残高が当該利用枠を超えない範囲で前項の各利用枠に対応する当該 d カードサービスを利用することができます。但し、前項第2号及び第3号の利用枠に対応する d カードサービス（ショッピングサービスの2回払い、ボーナス払い、リボルビング払い及び分割払い）は、これらのサービスに係る未支払残高の合計が前項第1号のショッピングサービスの利用枠を超えず、かつ、前項第2号又は第3号のいずれか低い方の利用枠を超えない範囲でのみ利用できます。</p> <p>4（略）</p> <p>5 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利用枠又は各利用枠の見直しを行った結果「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」、<u>その他マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等（運用基準、告示、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません。以下、総称して「犯収法等」といいます）</u>その他の法令の定め等により当社が必要と認めた場合、又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を0円とすることを含みます）又はこれらの枠にかかる d カードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。</p> <p>6（略）</p> <p>7（削除）</p>	<p>第1部 一般条項 〈第1章 総則〉（略）</p> <p>〈第2章 dカード契約の締結〉 第4条～第9条（略） 第10条（総利用枠・各利用枠） 1・2（略） 3 会員は、各 d カードサービスに係る未支払残高が当該利用枠を超えない範囲で前項の各利用枠に対応する当該 d カードサービスを利用することができます。但し、前項第2号及び第3号の利用枠に対応する d カードサービス（ショッピングサービスの2回払い、ボーナス払い、リボルビング払い及び分割払い）は、これらのサービスに係る未支払残高の合計が前項第1号のショッピングサービスの利用枠を超えない範囲でのみ利用できます。</p> <p>4（略）</p> <p>5 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利用枠又は各利用枠の見直しを行った結果「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」<u>その他の法令の定め等により当社が必要と認めた場合、又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を0円とすることを含みます）</u>又はこれらの枠にかかる d カードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。</p> <p>6（略）</p> <p>7 当社は、「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」及び関連するガイドラインに基づ</p>

<p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第11条～第12条 (略)</p> <p>第13条 (ご利用携帯電話番号の届出)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本会員は、第6条第1項に基づき家族会員を指定する際に、家族会員のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリーd アカウント (ご利用携帯電話番号として届出できるキャリアフリー d アカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限り、<u>届出できるキャリアフリー d アカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限り、</u>を届け出るものとします。<u>また、家族会員のご利用携帯電話番号として、キャリアフリー d アカウントを当社へ届け出る場合及び、会員専用サービスサイトより第6条第1項に基づく申込みを行う場合は、家族会員自ら届出を行うものとします (この場合、家族会員のご利用携帯電話番号の届出は、家族会員用 d カード発行後の手続きとなります)。</u> (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>〈第3章 d カードサービスに関する管理等〉</p> <p>第1節 d カードサービスに関する管理</p> <p>第15条～第16条 (略)</p> <p>第17条 (カードの再発行等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、以下の各号の事由がある場合で当社が認めたときは、本会員に対し、各会員用の d カードを再発行します。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>き、当社が必要と認めた場合には、<u>会員に当社が指定する書面の提出及び当社が指定する事項の申告を求められることができるものとします。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第11条～第12条 (略)</p> <p>第13条 (ご利用携帯電話番号の届出)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本会員は、第6条第1項に基づき家族会員を指定する際に、家族会員のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリーd アカウント (ご利用携帯電話番号として届出できるキャリアフリー d アカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限り、<u>届出できるキャリアフリー d アカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限り、</u>を届け出るものとします。<u>(家族会員のご利用携帯電話番号として、キャリアフリー d アカウントを当社へ届け出る場合は、家族会員用 d カード発行後の手続きとなります)。</u> (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>〈第3章 d カードサービスに関する管理等〉</p> <p>第1節 d カードサービスに関する管理</p> <p>第15条～第16条 (略)</p> <p>第17条 (カードの再発行等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、以下の各号の事由がある場合で当社が認めたときは、本会員に対し、各会員用の d カードを再発行します。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	---

<p>(5) <u>本会員がdカードの券面デザインを変更することを希望し、当社がこれを認めたとき</u></p> <p>(6) <u>その他当社が必要と認めるとき</u></p> <p>第18条 (略)</p> <p>第2節 ケータイiDサービスに関する管理等</p> <p>第19条 (利用準備等)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当社は、<u>カード情報の設定等に関する確認及び会員への本人確認のため、会員のご利用携帯電話番号として届出されている携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウントへ電子メール(メッセージR、SMSを含みますがこれらに限られず、以下同じとします)を送付することがあり、会員はこれらの電子メールを受信可能な状態にしておく必要があります。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第20条～第23条 (略)</p> <p>第3節 紛失・盗難等及び不正利用の対応</p> <p>第24条～第26条 (略)</p> <p>第27条 (保障制度)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 以下の各号に定める事由に該当する場合には、当社は、本会員が被る損害について補てんの責めを負いません。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>損害がdカードサービスのうち暗証番号又はワンタイムパスワード(当社指定の方法で払出しされたワンタイムパスワードをいい、以下同じとします)の入力その他これらと同等の本人認証を伴う取引に係るものであるとき(但し、会員による暗証番号、ワンタイムパスワードその他会員の本人認証のための情報の管理等について、会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除く)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(5) <u>その他当社が必要と認めるとき</u></p> <p>第18条 (略)</p> <p>第2節 ケータイiDサービスに関する管理等</p> <p>第19条 (利用準備等)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当社は、<u>カード情報の設定に関する確認のため、会員のご利用携帯電話番号として届出されている携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウントへ電子メール(メッセージR、SMSを含みますがこれらに限られず、以下同じとします)を送付することがあり、会員はこれらの電子メールを受信可能な状態にしておく必要があります。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第20条～第23条 (略)</p> <p>第3節 紛失・盗難等及び不正利用の対応</p> <p>第24条～第26条 (略)</p> <p>第27条 (保障制度)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 以下の各号に定める事由に該当する場合には、当社は、本会員が被る損害について補てんの責めを負いません。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>損害がdカードサービスのうち暗証番号の入力を伴う取引に係るものであるとき(但し、会員による暗証番号の管理等について、会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除く)</u></p>
---	--

<p>(7)～(9) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>〈第4章 dカード利用代金等の決済方法〉</p> <p>第28条 (dカード利用代金等の支払及び決済口座)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 本会員とご利用携帯電話番号の契約名義人及び当該携帯電話の回線契約に係る料金の支払口座 (以下「携帯電話料金支払口座」といいます) の名義人とが同一である場合であって、本会員が前項の決済口座の指定にあたり、当該携帯電話料金支払口座を指定する旨を申し出たときは、当社は、本会員を代理して、当該携帯電話料金支払口座を管理する金融機関に対しこれを決済口座とするために必要な手続きをとります。但し、一部の金融機関、及び、カード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約 (会員規約) に基づく契約を締結していた本会員が、当該契約の解約申込みと同時に、本規約に基づく d カード契約締結の申込み (以下、かかる申込みを「解約新規申込」といいます) により d カード契約を新たに締結した場合については、この限りではありません。</p> <p>4 (略)</p> <p>第29条～第33条 (略)</p> <p>〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉</p> <p>第34条 (略)</p> <p>第35条 (dカードサービスの利用停止)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員の d カードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第2号から第6号までによる d カードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又は ATM 機等を通じて</p>	<p>(7)～(9) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>〈第4章 dカード利用代金等の決済方法〉</p> <p>第28条 (dカード利用代金等の支払及び決済口座)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 本会員とご利用携帯電話番号の契約名義人及び当該携帯電話の回線契約に係る料金の支払口座 (以下「携帯電話料金支払口座」といいます) の名義人とが同一である場合であって、本会員が前項の決済口座の指定にあたり、当該携帯電話料金支払口座を指定する旨を申し出たときは、当社は、本会員を代理して、当該携帯電話料金支払口座を管理する金融機関に対しこれを決済口座とするために必要な手続きをとります。但し、一部の金融機関についてはこの限りではありません。</p> <p>4 (略)</p> <p>第29条～第33条 (略)</p> <p>〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉</p> <p>第34条 (略)</p> <p>第35条 (dカードサービスの利用停止)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員の d カードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第2号から第6号までによる d カードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又は ATM 機等を通じて</p>
--	--

d カードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じていただきます。

(1)・(2) (略)

(3) 会員による d カードサービス若しくは当社が提供する他の金融・決済サービスの利用状況が不適当であり、又は不審であると当社が判断したとき（当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされた d カードサービスの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客観的事情からポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とする d カードサービスの利用であると当社が判断したときも含まれます）

(4)～(11) (略)

3 (略)

4 犯収法等に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域において会員が d カードサービスを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、当該会員による d カードサービスの利用を制限することができるものとします。

5 当社は、会員の情報、d カードサービスの利用内容及び取引目的等を適切に把握するため、会員に対して期限を指定した上で当社所定の本人確認書類等の書類の提出や情報の提供を求めることができるものとし、会員は、期限までに当該求めに応じるものとします。会員が、正当な理由なく、指定された期限までに書類を提出せず、又は情報を提供しない場合は、当社は、当該会員による d カードサービスの利用を制限することができるものとします。

第36条（当社の解約による契約終了）

1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知又は催告等を行わずに d カード契約を解約してこれを終了させることができます。

(1)～(3) (略)

(4) 会員による d カードサービス若しくは当社が提供する他の金融・決済サービスの利用

d カードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じていただきます。

(1)・(2) (略)

(3) 会員の d カードサービスの利用状況が不適当であり、又は不審であると当社が判断したとき（当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされた d カードサービスの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客観的事情からポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とする d カードサービスの利用であると当社が判断したときも含まれます）

(4)～(11) (略)

3 (略)

4 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域において d カードサービスを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、d カードサービスの利用を制限することができるものとします。

(新設)

第36条（当社の解約による契約終了）

1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知又は催告等を行わずに d カード契約を解約してこれを終了させることができます。

(1)～(3) (略)

(4) 会員の d カードサービスの利用状況が著しく不適当であり、又は著しく不審であると

<p>状況が著しく不適當であり、又は著しく不審であると当社が判断したとき（当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされた d カードサービスの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客観的事情からポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とする d カードサービスの利用であると当社が判断したときも含まれます）</p> <p>(5) ~ (13) (略)</p> <p><u>(14) 会員が第35条第1項若しくは第2項の各号のいずれかに該当し、d カードサービスの全部の利用が停止されたとき、又は第35条第4項若しくは第5項に基づき会員による d カードサービスの利用が制限された状態が相当期間続いたこと等により、当社が d カード契約を継続することが適切ではないと判断したとき</u></p> <p>(15) その他本会員の信用状態が悪化した等当社が d カード契約の継続が困難であると判断したとき</p> <p>2 (略)</p> <p>第37条~第39条 (略)</p> <p>〈第6章 雑則〉</p> <p>第40条~第42条 (略)</p> <p>第43条 (規約の変更、承認)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 会員は、前項に規定されるサービスサイトを定期的に閲覧し、本条に基づく本規約の変更の有無について、ご確認いただく必要があります。<u>サービスサイトへ掲載している本規約と、その他の帳票等に掲載している規約の内容に相違がある場合には、サービスサイトへ掲載している本規約が優先されるものとします。</u></p> <p>第44条~第45条 (略)</p> <p>第46条 (費用の負担)</p> <p>1~5 (略)</p>	<p>当社が判断したとき（当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされた d カードサービスの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客観的事情からポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とする d カードサービスの利用であると当社が判断したときも含まれます）</p> <p>(5) ~ (13) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(14) その他本会員の信用状態が悪化した等当社が d カード契約の継続が困難であると判断したとき</p> <p>2 (略)</p> <p>第37条~第39条 (略)</p> <p>〈第6章 雑則〉</p> <p>第40条~第42条 (略)</p> <p>第43条 (規約の変更、承認)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 会員は、前項に規定されるサービスサイトを定期的に閲覧し、本条に基づく規約の変更の有無について、ご確認いただく必要があります。</p> <p>第44条~第45条 (略)</p> <p>第46条 (費用の負担)</p> <p>1~5 (略)</p>
---	--

<p>6 解約新規申込により本規約に基づくdカード契約が新たに締結された場合であっても、解約された当該契約に係る費用は当然には免除されず、本会員にご負担いただきます。</p> <p>第47条～第48条（略）</p> <p>第2部 ショッピングサービス <第1章 ショッピングサービスの利用> 第1節 ケータイiD及びdカードiD機能を使用したショッピングサービスの利用（略）</p> <p>第2節 dカードを使用したショッピングサービスの利用 （dカードiD機能を使用する場合を除く）</p> <p>第53条（略）</p> <p>第54条（加盟店の店頭での利用手続き）</p> <p>1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、dカードをご利用の場合（但し、非接触型ICチップを利用する場合を除く）は加盟店にdカードを提示して取引内容をご確認の上端末機等に暗証番号を入力することにより、dカードの非接触型ICチップを利用してご利用の場合は加盟店においてdカードを読取機にかざし暗証番号を入力することにより、当該取引によって会員が負担した代金債務の決済手段として、dカードの使用によるショッピングサービスを利用することができます。</p> <p>2 当社又は提携クレジット会社が適当と認めた加盟店においては、<u>端末機等に暗証番号の入力に代えて若しくは暗証番号の入力とともに売上票への署名を行う方法、又は売上票への署名若しくは暗証番号の入力を省略する方法等</u>、当社又は提携クレジット会社が適当と認める方法によって、dカードの使用による取引を行う場合があります。また、端末機の故障等の場合又は別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でdカードを使用していただくことがあります。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、dカードの使用によるショッピングサービスの利用ができないことがあります。</p>	<p>（新設）</p> <p>第47条～第48条（略）</p> <p>第2部 ショッピングサービス <第1章 ショッピングサービスの利用> 第1節 ケータイiD及びdカードiD機能を使用したショッピングサービスの利用（略）</p> <p>第2節 dカードを使用したショッピングサービスの利用 （dカードiD機能を使用する場合を除く）</p> <p>第53条（略）</p> <p>第54条（加盟店の店頭での利用手続き）</p> <p>1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、dカードをご利用の場合（但し、非接触型ICチップを利用する場合を除く）は加盟店にdカードを提示して<u>所定の売上票に署名することにより</u>、dカードの非接触型ICチップを利用してご利用の場合は加盟店においてdカードを読取機にかざし暗証番号を入力することにより、当該取引によって会員が負担した代金債務の決済手段として、dカードの使用によるショッピングサービスを利用することができます。</p> <p>2 当社又は提携クレジット会社が適当と認めた加盟店においては、<u>売上票への署名若しくは暗証番号の入力を省略し、又は署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号の店頭端末機への入力する方法等</u>当社又は提携クレジット会社が適当と認める方法によって、dカードの使用による取引を行う場合があります。また、端末機の故障等の場合又は別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でdカードを使用していただくことがあります。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、dカードの使用によるショッピングサービスの利用ができないことがあります。</p>
--	---

<p>(1) 会員が暗証番号として入力した番号があらかじめ登録された暗証番号と一致しないとき</p> <p>(2) 売上票の署名が d カード裏面の署名と同一のもので認められないとき</p> <p>(3) 第 5 7 条第 2 項に基づき当社が利用承認をしなかったとき</p> <p>第 5 5 条 (略)</p> <p>第 5 6 条 (オンライン取引の際の利用手続き)</p> <p>1 コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うこと (以下「オンライン取引」といいます) を当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、d カードの提示に代えて、カード会員番号、d カードの有効期限、会員の氏名及び届出住所等をオンラインによって加盟店に通知することにより、d カードの使用によるカードサービスを利用することができます。</p> <p>2 当社は、オンライン取引の際に前項に基づく方法に加え、当社指定の方法により払い出されたパスワードによる会員本人であることの認証を行う本人認証サービス (以下「本人認証サービス」といいます) を提供します。会員は、本人認証サービス導入加盟店においてオンライン取引を行う際、前項に基づく方法に加え、ワンタイムパスワードを入力する必要がある場合がございます。ワンタイムパスワードは、本人認証サービスの利用の都度、当社が必要と判断した場合に、当社指定の通知先 (会員のご利用携帯電話番号、又は会員が d カード契約申込時に当社へ届け出た携帯電話番号等) へ通知します (なお、ワンタイムパスワードの利用にかかる通信費等は会員の負担となります。)。会員は、ワンタイムパスワードの通知を受信可能な状態にしておく必要があります。</p> <p>3 ワンタイムパスワードの通知先の変更を希望する会員は、会員専用サービスサイトより手続きを行ってください。</p> <p>4 会員は、ワンタイムパスワードを当該会員以外の第三者 (会員がご利用携帯電話番号異名義利用者の場合におけるご利用携帯電話番号の契約名義人を含みます。) に使用させてはなりません。</p> <p>第 5 7 条 (略)</p>	<p>(1) 売上票の署名が d カード裏面の署名と同一のもので認められないとき</p> <p>(2) 会員が暗証番号として入力した番号があらかじめ登録された暗証番号と一致しないとき</p> <p>(3) 第 5 8 条第 2 項に基づき当社が利用承認をしなかったとき</p> <p>第 5 5 条 (略)</p> <p>第 5 6 条 (オンライン取引の際の利用手続き)</p> <p>1 コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、d カードの提示に代えて、カード会員番号、d カードの有効期限、会員の氏名及び届出住所等をオンラインによって加盟店に通知することにより、d カードの使用によるカードサービスを利用することができます。</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 7 条 (略)</p>
--	---

第3節 その他

第58条（継続的利用代金の支払手段としての利用手続き）

1（略）

2 カード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」から始まるdカードにかかるdカード利用規約（会員規約）に基づく契約を締結している本会員は、解約新規申込により、本規約に基づくdカード契約を新たに締結した場合、会員自らが加盟店に対し、新たに締結したdカード契約の会員番号、有効期限等の内容を通知の上決済手段の変更を行うもの
とします。ただし、一部の加盟店については、当社が必要であると判断したときに、会員に代
わって当社が、会員が新たに締結したdカード契約の会員番号、その有効期限等の内容及
びdカードサービスの利用可否に関する情報を当該加盟店に対し通知することをあらかじめ
ご承諾いただきます（なお、会員番号、その有効期限等の加盟店に対する通知を当社が
行うことを保証するものではありません。）。

第59条～第62条（略）

〈第2章 ショッピング利用代金の支払区分〉

第1節 支払区分（略）

第2節 ショッピング利用代金の1回払い、2回払い及びボーナス払い

第64条（1回払い・2回払い・ボーナス払い）

1 会員は、加盟店において、ショッピングサービスを利用したときは、当社所定の方法により、支払区分を1回払い、2回払い又はボーナス払いにその場で指定することができます。但し、ケータイiD又はdカードiD機能を使用してiDサービスを使用する場合は、2回払い及びボーナス払いの指定はできません。

2（略）

第65条（略）

第3節 その他

第58条（継続的利用代金の支払手段としての利用手続き）

（略）

（新設）

第59条～第62条（略）

〈第2章 ショッピング利用代金の支払区分〉

第1節 支払区分（略）

第2節 ショッピング利用代金の1回払い、2回払い及びボーナス払い

第64条（1回払い・2回払い・ボーナス払い）

1 会員は、加盟店の店頭において、ショッピングサービスを利用したときは、当社所定の方法により、支払区分を1回払い、2回払い又はボーナス払いにその場で指定することができます。但し、ケータイiD又はdカードiD機能を使用してiDサービスを使用する場合は、2回払い及びボーナス払いの指定はできません。

2（略）

第65条（略）

<p>第3節 ショッピング利用代金のリボルビング払い</p> <p>第66条 (リボルビング払いの指定)</p> <p>1 会員が、ショッピングサービスを利用した場合にリボルビング払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。</p> <p>(1) 会員が、加盟店におけるご利用の際、カードサービスを利用の都度リボルビング払いをその場で指定する方法 (以下本号に定める方法を「随時リボルビング払い」といいます) なお、ケータイiD又はdカードiD機能を使用してiDサービスを使用する場合は本号に定めるリボルビング払いの指定はできません。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第67条～70条 (略)</p> <p>第4節 ショッピング利用代金の分割払い</p> <p>第71条 (分割払いの指定)</p> <p>1 会員がショッピングサービスを利用した場合に分割払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。</p> <p>(1) 加盟店におけるご利用の際、カードサービス利用の都度、分割払いをその場で指定する方法</p> <p>なお、ケータイiD又はdカードiD機能を使用してiDサービスを使用する場合や、<u>ご利用金額が一万円に満たない場合、原則として本号に定める分割払いの指定はできません。また、分割払いの指定の結果、1回あたりの分割支払金額が100円未満となる場合、分割払いは利用できず、1回払いとなります。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第72条～第73条 (略)</p> <p>第74条 (ボーナス併用分割払い)</p>	<p>第3節 ショッピング利用代金のリボルビング払い</p> <p>第66条 (リボルビング払いの指定)</p> <p>1 会員が、ショッピングサービスを利用した場合にリボルビング払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。</p> <p>(1) 会員が、加盟店の店頭におけるご利用の際、カードサービスを利用の都度リボルビング払いをその場で指定する方法 (以下本号に定める方法を「随時リボルビング払い」といいます) なお、ケータイiD又はdカードiD機能を使用してiDサービスを使用する場合は本号に定めるリボルビング払いの指定はできません。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第67条～70条 (略)</p> <p>第4節 ショッピング利用代金の分割払い</p> <p>第71条 (分割払いの指定)</p> <p>1 会員がショッピングサービスを利用した場合に分割払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。</p> <p>(1) 加盟店の店頭におけるご利用の際、カードサービス利用の都度、分割払いをその場で指定する方法</p> <p>なお、ケータイiD又はdカードiD機能を使用してiDサービスを使用する場合、本号に定める分割払いの指定はできません。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第72条～第73条 (略)</p> <p>第74条 (ボーナス併用分割払い)</p>
--	--

<p>1 ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は、1月及び8月とし、本会員は、最初に到来したボーナス支払月から、各ボーナス支払月の支払期日に、本条に基づく加算額を月々の支払金に加算してお支払いいただきます。</p> <p>2 この場合、ボーナス支払月の加算総額は、1回当りのショッピング取引代金の50%（端数が生じた場合は小数点以下を毎月の分割支払額に算入）とし、各ボーナス支払月の加算額は、加算総額をボーナス併用回数で均等分割（端数は毎回の分割支払額に算入）した金額とします。</p> <p>3（略）</p> <p>第75条～第76条（略）</p> <p>〈第3章 その他〉</p> <p>第77条（略）</p> <p>第78条（支払停止の抗弁）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、本会員は、当社に対する支払を停止することができません。この場合、d カードサービスの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店との間で解決してください。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）本会員による支払の停止が第10条第7項に違反するなど信義に反すると認められるとき</p> <p>6（略）</p> <p>第3部 キャッシングサービス</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>附則（2023年5月31日）</p>	<p>1 ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は、1月及び8月とし、本会員は、最初に到来したボーナス支払月から、各ボーナス支払月の支払期日に、本条に基づく加算額を月々の支払金に加算してお支払いいただきます。</p> <p>2 この場合、ボーナス支払月の加算総額は、1回当りのショッピング取引代金の50%とし、各ボーナス支払月の加算額は、加算総額をボーナス併用回数で均等分割（但し、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）した金額とします。</p> <p>3（略）</p> <p>第75条～第76条（略）</p> <p>〈第3章 その他〉</p> <p>第77条（略）</p> <p>第78条（支払停止の抗弁）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、本会員は、当社に対する支払を停止することができません。この場合、d カードサービスの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店との間で解決してください。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）本会員による支払の停止が第10条第8項に違反するなど信義に反すると認められるとき</p> <p>6（略）</p> <p>第3部 キャッシングサービス</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>（新設）</p>
--	--

1. 本改定規約は、2023年7月31日から適用されるものとします。
但し、第19条第4項、第27条第3項、第56条第2項乃至第4項の改定規定は2023年8月22日より、第10条第5項及び第7項、第35条第2項乃至第5項、第36条第1項、第78条第5項の改定規定は2023年12月1日より適用されるものとします。

【別紙】

【キャッシングサービス】【ショッピングサービス】（略）

【キャッシングサービス及びショッピングサービス】

1. 繰上返済の可否及び方法（略）

2. 支払停止抗弁・規約に関するご相談窓口

・商品等についてのお問合せ、ご相談は d カードサービスをご利用された加盟店に直接ご連絡ください。

・本規約についてのお問合せ、ご相談及び第78条第4項に定める支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社ご相談窓口までご連絡ください。

< dカードセンター > : 0120-088-360

（支払停止の抗弁に関する書面の送付先）

〒170-0013

東京都豊島区東池袋4丁目5番2号

ライズアリーナビル 9F

NTT ドコモ dカードセンター 支払停止抗弁 担当

（略）

【別紙】

【キャッシングサービス】【ショッピングサービス】（略）

【キャッシングサービス及びショッピングサービス】

1. 繰上返済の可否及び方法（略）

2. 支払停止抗弁・規約に関するご相談窓口

・商品等についてのお問合せ、ご相談は d カードサービスをご利用された加盟店に直接ご連絡ください。

・本規約についてのお問合せ、ご相談及び第78条第4項に定める支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社ご相談窓口までご連絡ください。

< dカードセンター > （dカード会員の方） : 0120-300-360

< dカード ゴールドデスク > （dカード GOLD 会員の方） : 0120-700-360

（支払停止の抗弁に関する書面の送付先）

〒170-0013

東京都豊島区東池袋4丁目5番2号

ライズアリーナビル 9F

NTT ドコモ dカードセンター 支払停止抗弁 担当

（略）

Web 明細サービス利用規約（カード会員番号が「4363」、「5344」、又は「5365」からはじまる d カード会員向け）の一部改正

[改正]	[現行]
<p>第1条（略）</p> <p>第2条（本サービスの利用）</p> <p>本サービスの利用にあたり、会員は、本特約の各条項が本サービスを利用するための契約（以下「本サービス利用契約」といいます）の内容となることを承認したうえで、当社指定の方法により本サービスの利用登録（以下「利用登録」といいます。）を行ってください。会員は、利用登録の完了後に本サービスを利用することができます。なお、本サービスは、インターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。</p> <p><u>2 カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約）に基づく契約（以下、本項において旧 d カード契約といいます）を締結していた本会員が、旧 d カード契約の解約申込みと同時に行う、「4363」、「5344」又は「5365」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約）に基づく d カード契約締結の申込み（以下、かかる申込みを「解約新規申込」といいます）に基づき新たな d カード契約を締結した場合、本会員が解約新規申込までに旧カード契約にかかる利用登録を完了していないときは、旧 d カード契約にかかる利用登録を解約新規申込までに行うものと、解約新規申込の完了後、本会員は旧 d カード契約にかかる利用登録を行うことはできないものとします。</u></p> <p>第3条～第8条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>第2条（本サービスの利用）</p> <p>本サービスの利用にあたり、会員は、本特約の各条項が本サービスを利用するための契約（以下「本サービス利用契約」といいます）の内容となることを承認したうえで、当社指定の方法により本サービスの利用登録（以下「利用登録」といいます。）を行ってください。会員は、利用登録の完了後に本サービスを利用することができます。なお、本サービスは、インターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。</p> <p>（新設）</p> <p>第3条～第8条（略）</p>

[改正]	[現行]
<p>第1条（特約の適用）</p> <p>本特約は、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）が、「d カード利用規約（会員規約）」（以下「会員規約」といいます）に定める d カードサービスとして、当社指定アプリ又は会員専用サービスサイトを通じて提供するサービス（以下「d カード会員専用サービス」または、「本サービス」といいます）を利用するための特約を定めたものです。本特約の内容及び本特約が契約内容となることに同意しない場合、本サービスを利用することはできません。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約で別段の定めのある場合の他は、会員規約及び当社が別途定める「d アカウント規約」（以下「d アカウント規約」といいます）に定めるところによります。</p> <p>第2条（ID 及びパスワード）</p> <p>1（略）</p> <p>2.会員は、会員専用サービス認証（以下「ID 等」といいます）を善良な管理者の注意をもって使用及び管理し、当該会員以外の第三者（異名義登録の場合の d アカウント保有者を含み、以下同じとします。）に使用させてはなりません。ID 等が第三者に知られた場合又は ID 等を失念した場合、会員は直ちに当社にその旨を通知して当社の指示に従うものとします。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>第1条（特約の適用）</p> <p>本特約は、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）が、「d カード利用規約（会員規約）」（以下「会員規約」といいます）に定める d カードサービスとして、当社指定アプリ又は会員専用サービスサイトを通じて提供するサービス（以下「d カード会員専用サービス」といいます）<u>及び第4条に定める認証サービス（以下総称して「本サービス」といいます）</u>を利用するための特約を定めたものです。本特約の内容及び本特約が契約内容となることに同意しない場合、本サービスを利用することはできません。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約で別段の定めのある場合の他は、会員規約及び当社が別途定める「d アカウント規約」（以下「d アカウント規約」といいます）に定めるところによります。</p> <p>第2条（ID 及びパスワード）</p> <p>1（略）</p> <p>2.会員は、<u>会員専用サービス認証及び第4条に定めるワンタイムパスワード（以下総称して「ID 等」といいます）</u>を善良な管理者の注意をもって使用及び管理し、当該会員以外の第三者（異名義登録の場合の d アカウント保有者を含み、以下同じとします。）に使用させてはなりません。ID 等が第三者に知られた場合又は ID 等を失念した場合、会員は直ちに当社にその旨を通知して当社の指示に従うものとします。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>第4条（<u>認証サービスの内容</u>）</p> <p>1.<u>インターネットショッピング本人認証サービス（以下「認証サービス」といいます）は、加盟店のうち、認証サービスを導入している加盟店（以下「認証サービス導入加盟店」といいます）において、会員が会員規約に基づき、コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによる取引（以下「オンライン取引」といいます）を行う際に、認証サービス導入加盟店に対するカード会員番号、カード有効期限、会員の氏名及び届出住所等のオンラインでの通知</u></p>

(削除)

に加え、当社指定の方法により払い出されたワンタイムパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）による認証を当社が行うサービスです。（ワンタイムパスワードの利用にかかる通信費等は会員の負担となります。）

2.第 2 条第 1 項に基づき利用登録した会員は、本特約に同意のうえ、当社指定の方法により認証サービスの申込みを行い、当社が認めた場合には、認証サービスを利用することができるものとします。

3.前項の定めにかかわらず、当社は、会員による d カードサービスの利用が適当でないと判断した場合には、当該 d カードサービスの利用承認をしないことがあります。

第 5 条（不正利用への対応等）

1.会員の ID 等が使用されて認証サービスが利用された場合には、当該会員以外の第三者が利用した場合であっても、当社は当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただき、その他一切の支払債務を負担していただきます。

2.会員は、認証サービスが第三者によって不正に利用されていることが判明した場合には、直ちに当社への届出等、会員規約の定めに従い、必要な対応を行うものとし、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。また当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。

3.当社は、第三者により認証サービスの不正利用が行われている可能性がある、又は行われた可能性があると察知したときは、会員に対し問い合わせを行う場合があります。

4.会員は、認証サービスが第三者によって不正に利用されたおそれがあることを確認したときは、直ちにその旨を当社に届出るものとします。

5.第 1 項の規定にかかわらず、前三項の場合で、当社による調査の結果、当社が第三者による認証サービスの不正利用があったと判断したときは、会員は、第 6 条に定める保障制度により、当該第三者による認証サービスの不正利用によって本会員に生じた損害の補てんを受けることができます。

第 6 条（保障制度）

(削除)

	<p>1.第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、会員が第三者に認証サービスを不正利用された場合であって、第 5 条第 5 項に基づき当社が第三者による認証サービスの不正利用があったと判断し、かつ、ID 等の管理等について会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、本条第 3 項に定める各号に該当する場合を除き、当社は、本会員に対して当該認証サービスの第三者による不正利用によって生じた d カード利用代金相当の損害を補てんします。</p> <p>2.本会員が前項の補てんを受けることができる期間（以下「保障期間」といいます）は、第 4 条第 2 項に基づき当社が会員による認証サービスの利用を認めた日から第 8 条に基づき会員の認証サービスが利用停止等された日までとします。</p> <p>3.以下の各号に定める事由に該当する場合には、当社は、本会員に対して認証サービスの第三者による不正利用によって生じた損害を補てんしません。</p> <p>（1）損害が会員、その家族、同居人又は代理人など会員と同視すべき方の故意若しくは重大な過失又は法令違反に起因するとき</p> <p>（2）損害の発生時期が保障期間外であるとき</p> <p>（3）損害が会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者若しくは d カードの受領についての代理人など、会員と同視すべき方による ID 等の不正使用に起因するとき、または会員の関係者が ID 等の不正使用に関与したと当社が判断したとき</p> <p>（4）会員が本条第 4 項の義務を怠ったとき</p> <p>（5）会員からの被害状況の届出内容に虚偽があったとき</p> <p>（6）損害が第 5 条第 2 項の当社に対する不正利用に関する届出又は第 5 条第 4 項の当社に対する不正利用のおそれに関する届出を当社が受領した日から遡って 60 日より前の認証サービスの利用に起因するとき</p> <p>（7）損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して生じた不正な利用に起因するとき</p> <p>（8）損害がその他会員規約又は本特約に違反する d カード又は ID 等の使用に起因す</p>
--	--

<p>第4条（本特約の適用及び変更） （略）</p> <p>第5条（利用の停止等） <u>（削除）</u></p> <p>1. 会員が ID 等の使用により当社に対して負った債務の取扱いについては、会員規約に基づく d カード契約の終了後においても、当然に本特約が適用されるものとします。</p> <p>2. 当社は、会員について以下のいずれかの事由が発生した場合、当該会員に対して本サービスの利用停止等を行うことができるものとします。</p> <p>（1）利用登録時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合 （2）会員の d カード契約が終了した場合 （3）会員の d カードサービスの利用が停止された場合 （4）会員規約、本特約又はその他会員規約に関連する契約に違反した場合 （5）その他、当社が不相当と判断する行為を行った場合</p> <p>第6条（提供の中止等） （略）</p> <p>第7条（会員規約の適用）</p>	<p>るとき</p> <p>4. 会員は、第三者による認証サービスの不正利用として、損害の補てんを請求するときは、<u>会員が損害の発生を知った日から 30 日以内に当社へ当社指定の方法により届出を行うと共に、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。</u></p> <p>第7条（本特約の適用及び変更） （略）</p> <p>第8条（利用の停止等）</p> <p>1. 会員が、d カード会員専用サービス又は認証サービスの利用の停止又は終了（以下総称して「利用停止等」といいます）を希望するときは、<u>当社指定の方法により届け出るものとします。なお、会員が認証サービスを利用している場合には、d カード会員専用サービスの利用停止等が行われることにより、認証サービスも同時に利用停止等の手続きが行われることとなりますのでご注意ください。</u></p> <p>2. 会員が ID 等の使用により当社に対して負った債務の取扱いについては、<u>本サービスの利用停止等後又は会員規約に基づく d カード契約の終了後においても、当然に本特約が適用されるものとします。</u></p> <p>3. 当社は、会員について以下のいずれかの事由が発生した場合、当該会員に対して本サービスの利用停止等を行うことができるものとします。</p> <p>（1）利用登録時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合 （2）会員の d カード契約が終了した場合 （3）会員の d カードサービスの利用が停止された場合 （4）会員規約、本特約又はその他会員規約に関連する契約に違反した場合 （5）<u>当社が、第三者による認証サービスの不正利用があったと判断した場合</u> （6）その他、当社が不相当と判断する行為を行った場合</p> <p>第9条（提供の中止等） （略）</p> <p>第10条（会員規約の適用）</p>
---	---

(略)

附則（2023年5月31日）

1. 本規約は、2023年8月24日から適用されるものとします。

(略)

(新設)

[改正]	[現行]
<p>第1条～16条（略）</p> <p>第17条（道路事業者のサービス）</p> <p>1. 次の割引サービス（以下「本割引サービス」という）は、道路事業者が提供するものであり、本割引サービスを利用する会員は、道路事業者が別途定める当該サービスに関する利用約款を遵守するものとします。</p> <p>（1）ハイカ・前払残高管理サービス</p> <p>（2）ETC マイレージサービス</p> <p>2. 本割引サービスに関して生じた問題については、会員と道路事業者間で解決するものとします。当社は、本割引サービスに関して生じた会員の損害について一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. 第14条に基づく ETC カードの再発行により、<u>又はカード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約）に基づく契約を締結していた本会員が、当該契約の解約申込みと同時に行う、「4363」、「5344」、又は「5365」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約）に基づく d カード契約締結の申込み（以下、かかる申込みを「解約新規申込」といいます）によって d カード契約を新たに締結したことにより、ETC カードの会員番号が変更となった場合、本割引サービスまたは道路事業者が実施する有料道路身体障害者割引制度等の登録型割引制度を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、<u>上記により会員番号が変更となった ETC カードについては、変更手続きが完了するまでの間、ETC カードの利用が割引（ETC マイレージサービスのポイント付与を含みます）対象とならないことを予め承諾するものとします。</u></u></p> <p>第18条・第19条（略）</p> <p>2023年7月改定</p>	<p>第1条～16条（略）</p> <p>第17条（道路事業者のサービス）</p> <p>1. 次の割引サービス（以下「本割引サービス」という）は、道路事業者が提供するものであり、本割引サービスを利用する会員は、道路事業者が別途定める当該サービスに関する利用約款を遵守するものとします。</p> <p>（1）ハイカ・前払残高管理サービス</p> <p>（2）ETC マイレージサービス</p> <p>2. 本割引サービスに関して生じた問題については、会員と道路事業者間で解決するものとします。当社は、本割引サービスに関して生じた会員の損害について一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. 第14条に基づく ETC カードの再発行により ETC カードの会員番号が変更となった場合、本割引サービスまたは道路事業者が実施する有料道路身体障害者割引制度等の登録型割引制度を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、<u>変更手続きが完了するまでの間、ETC カードの利用が割引（ETC マイレージサービスのポイント付与を含みます）対象とならないことを予め承諾するものとします。</u></p> <p>第18条・第19条（略）</p> <p>（新設）</p>

d カード パーソナルデータの取り扱いに関する同意事の一部改正

[改正]			[現行]		
No.	名称	同意事項	No.	名称	同意事項
1	パーソナルデータの利用目的	ドコモは、パーソナルデータの利用目的を「 NTT ドコモ プライバシーポリシー 」において定め、当該目的を達成するために必要な範囲内で、パーソナルデータを利用します。	1	パーソナルデータの利用目的	ドコモは、パーソナルデータの利用目的を「 NTT ドコモ プライバシーポリシー 」において定め、当該目的を達成するために必要な範囲内で、パーソナルデータを利用します。
2	dカード / パーソナルデータの利用目的の例示	<p>ドコモが「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において定めるパーソナルデータの利用目的は、例として、以下の利用目的が含まれます。なお、「NTT ドコモ プライバシーポリシー」に定める利用目的は、dカード契約申込後の審査の結果、お客さまとの契約に至らない場合にも適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 与信判断や与信後の管理（個人信用機関等への第三者提供も含まれます）、不正契約・不正利用・不払い等の発生防止および発生時の調査・対応（ドコモが提供するサービスについて、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等（ガイドライン等を含みます）に基づく対応を行うことを含みます）のために、以下のパーソナルデータを含む情報を利用します。 <ul style="list-style-type: none"> プロフィール情報（氏名・住所等含みます） お申込みおよびご利用状況等の情報 公的証明書等に記載された情報等および本人確認情報 信用情報（申込時に申告いただいた情報、支払い状況および返済状況を含みます） 	2	dカード / パーソナルデータの利用目的の例示	<p>ドコモが「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において定めるパーソナルデータの利用目的は、例として、以下の利用目的が含まれます。なお、「NTT ドコモ プライバシーポリシー」に定める利用目的は、dカード契約申込後の審査の結果、お客さまとの契約に至らない場合にも適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 与信判断や与信後の管理（個人信用機関等への第三者提供も含まれます）、不正契約・不正利用・不払い等の発生防止および発生時の調査・対応のために、以下のパーソナルデータを含む情報を利用します。 <ul style="list-style-type: none"> プロフィール情報（氏名・住所等含みます） お申込みおよびご利用状況等の情報 公的証明書等に記載された情報等および本人確認情報 信用情報（申込時に申告いただいた情報、支払い状況および返済状況を含みます） 評価情報（お客さまのサービスのご利用状況やお支払状況を基礎に、ドコモが独自の基準で分析した情報）

		<ul style="list-style-type: none">評価情報（お客さまのサービスのご利用状況やお支払状況を基礎に、ドコモが独自の基準で分析した情報） <p>(略)</p>			